

千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金に関する運用要領

この運用要領は、千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第21条の規定に基づき、千葉市交通バリアフリー化設備整備補助について、必要な事項を定める。

1 補助対象駅舎の要件

補助対象駅舎は、交付要綱施行日現在において、市内に既に存する駅（以下「既設駅」という。）で、以下のとおりとする。

ただし、新たに駅舎を設置する場合と同程度の改修を行う予定のある既設駅を除くものとする。

- (1) エレベーター・エスカレーターについては、概ね5m以上の段差があり、1日当たりの乗降客が3千人以上の駅
- (2) 内方線付き点状ブロックについては、1日当たりの乗降客が1万人以上の駅
- (3) 上記(1)、(2)以外のバリアフリー化設備は、1日当たりの乗降客が3千人以上の駅
- (4) ホームドア又は可動式ホーム柵については、1日当たりの乗降客が10万人以上の駅
- (5) その他駅周辺に、福祉施設がある等の特段の理由により、バリアフリー化設備を整備する必要があると認められる駅

2 補助対象設備

昇降装置の整備にあつては、次の対応とする。

- (1) 車椅子対応エレベーターの設置を基本とする。ただし、駅舎の構造上、経済上又は施設管理上の特段の理由により、車椅子対応エレベーターに代わって車椅子乗用ステップ付きエスカレーター又はその他の昇降装置を設置する場合は、補助できるものとする。
- (2) 一つのホームへ通ずる通路（階段）が複数あるときは、一の通路の整備について補助を行うものとする。
- (3) 車椅子乗用ステップ付きエスカレーターを昇り・降りそれぞれ設置する場合には、いずれか一つの補助を行うものとする。

3 補助対象経費

昇降設備整備及びホームドア等整備に伴う関連付帯工事費は、建物の改築（人工地盤、通路、階段等の新設、移設及び改築）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮

設工事に直接要した費用を含むものとする。(通常、駅利用者が供用しない部分及びホームの補強等に係る経費は除く。)

また、バリアフリー料金制度を活用する事業に関しては、鉄道事業者の設備整備費に対する料金徴収割合を事業ごとに算出することは困難であることから、バリアフリー整備・徴収計画を基に、全体の整備費に対する、徴収額で賄う割合を算出し、残りを鉄道事業者の実負担とみなす。なお、鉄道事業者の実負担額が1割未満の場合は、補助の対象外とする。

4 取得財産等の処分制限期間について（交付要綱第20条第1項関係）

交付要綱第20条第1項において規定する市長が定める取得財産等の処分期間については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件」（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間とする。

5 補 則

この要領に定めるもののほか、千葉市交通バリアフリー化設備整備費補助金交付に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。